

建設業許可の要件チェックシート

1. 経營業務管理責任者について

【要件期間の証明】

下記A.B.Cより該当するものに○および内容にチェックしてください。

また、Dのいずれかにもチェックをお願いします。

A. 許可を取得しようとする業種について、個人事業主/法人の役員の経験が通算5年以上ある。

建設業許可取得会社である。

建設業許可未取得の会社だが、申請業種の工事实績が5年以上ある。

その他（ ）

B. 許可を取得しようとする業種以外について、個人事業主/法人の役員の経験が通算6年以上ある。

建設業許可取得会社である。

建設業許可未取得の会社だが、工事实績が6年以上ある。

その他（ ）

C. 許可を取得しようとする業種について、個人事業主/法人の役員に準ずる地位にあって、通算6年以上の経營業務の補佐経験がある。

D. 上記の期間分の実績証明として、取得したい業種の請負契約書（注文書+請書・請求書+領収書など）および確定申告書を証明期間分提示できる。

提示できる。

提示できない。

その他（ ）

【常勤性の証明】

下記項目の該当するものにチェックしてください。

◆法人の場合、常勤であることの証明として保険証コピーと住民票が必要です。

E. 保健証の種類は？

社会健康保険証である。

国民健康保険証である。→事業所名の記載がある。

→事業所名の記載がない。

後期高齢者医療被保険者証である。

F. 通勤が可能範囲である。

はい

いいえ

2.専任技術者について

下記項目の該当するものに○および内容にチェックしてください。

A. 取得したい業種について、資格免状などを取得している。

B. 取得したい業種について、資格免状は取得していないが、実務経験がある。

取得したい業種の指定学科を卒業し3年または5年以上の実務経験がある。

取得したい業種の10年以上の実務経験がある。

★以下C.DについてはBに該当する方のみチェックをお願いします。

C. 実績証明として、実務経験期間分の請負契約書（注文書+請書・請求書+領収書など）を提示できる。

提示できる。

提示できない。

その他（ ）

D. 実務経験の証明者が過去の勤務先の場合

■厚生年金加入期間 → 証明できる。 証明できない。

■証明会社より押印 → もらえる。 もらえない。

■証明期間の実績 → 提示できる。 提示できない。

【常勤性の証明】

下記項目の該当するものにチェックしてください。

◆法人の場合、常勤であることの証明として保険証コピーと住民票が必要です。

E. 保健証の種類は？

社会健康保険証である。

国民健康保険証である。 → 事業所名の記載がある。

→ 事業所名の記載がない。

後期高齢者医療被保険者証である。

F. 通勤が可能範囲である。

はい

いいえ

3.営業所について

下記項目の該当するものに○および内容にチェックしてください。

- A. 営業所が賃貸借であり、賃貸借契約書や支払い明細を提出できる。
- B. 営業所は自己所有の建物であり、建物の登記簿謄本が提出できる。

4.財産的要件について

下記項目の該当するものに○および内容にチェックしてください。

- A. 一般建設業で、純資産額の合計が 500 万円以上ある。
- B. 一般建設業で、純資産額の合計が 500 万円未満であるが、500 万円以上の残高証明書を提示できる。
- C. 特定建設業の場合（下記の 4 項目すべてに該当が必要です。）
 - 欠損比率は 20%以下である。
 - 流動比率は 75%以上である。
 - 資本金は 2,000 万円以上である。
 - 自己資本は 4,000 万円以上である。

参考：計 算 式（法人の場合）

(欠損比率)※繰越利益剰余金は除く

$$\text{繰越利益剰余金の負の額} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金}) \div \text{資本金} \times 100 \leq 20\%$$

(流動比率)

$$\text{流動資産合計} \div \text{流動負債合計} \times 100 \geq 75\%$$